

株式報酬取引に関する会計処理における配分基礎

藻利 衣恵

目 次

1. はじめに
2. 株式報酬取引に関する現行ルールおよび近年の先行研究
3. 現金給与に係る取引における報酬費用の測定
4. 株式報酬取引における報酬費用の測定
5. 外貨建取引における売上原価の測定——取引基準と二取引基準
6. おわりに——結論と今後の検討課題

1. はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board; IASB)、およびアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) における株式報酬取引に関する現行ルール⁽¹⁾では、(a) 従業員ストック・オプション (Employee Stock Option; ESO)、(b) 株式増価受益権 (Stock Appreciation Rights; SAR)⁽²⁾、および (c) 現金選択権付オプション (Share-based payment transactions with cash alternatives) という、株価に連動して価値が変動するという面では共通している一方で決済方法が異なる報酬形態が、「株式報酬」として体系的にとらえられている。そして、これら3つの株式報酬は契約を組み合わせれば決済方法を容易に変更することができるため、株式報酬に係る取引 (株式報酬取引) については1つの会計基準によって現行ルールが規定されている。しかし、実際には、現行ルールにおいては、(a) から (c) という決済方法が異なる株式報酬取引ごとに、異なる会計処理が規定されている。すなわち、(a) ESO に関する会計処理については、ESO が資本として規定され、ESO 付与と同時に発行価額がそのまま資本拠出を確定させるため、それ以降の価格変動は認識されないという会計処理が導かれる一方、(b) SAR に関する会計処理については、SAR が負債として規定され、SAR 取引を金融商品取引の一形態ととらえ、每期、報酬費用の再測定を行うという会計処理が導かれるとされる⁽³⁾。

それに対して、これらの会計基準設定後、負債と資本の区分に関する議論を行った予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」(FASB 2007) では、株式報酬取引が FASB (2007) の

適用範囲に入るのであれば、ESO 取引と SAR 取引とは、「株式と現金という決済方法の違いを除き、ほぼ同一の経済的実態を有する取引」であるという認識のもと、次のような会計処理が検討されている。すなわち、上記の SAR に関する現行ルールをベンチマークとすることにより、ESO 取引についても金融商品取引の一形態ととらえ、SAR 取引と同様の会計処理が行われるべきであるとの提案がなされている。また、FASB (2007) において提案された会計処理は、Balsam (1994) をはじめとする海外における 1990 年代以降の研究論文においても、支配的な会計処理となっている。

このように、現在、海外において ESO に関する会計処理を検討する際には、ESO は報酬の一形態であるという見解に立脚し、SAR または現金選択権付オプションという決済方法の異なる株式報酬に関する会計処理間で整合的な会計処理が導出されるべきであると考えられている一方、実質的には、ESO 費用を計上する際の相手勘定、すなわち、貸借対照表の貸方区分が決まれば、ESO に関する会計処理の全体を一義的に規定できると考えられている。

確かに、ESO の相手勘定を負債とみるのか、それとも資本とみるのかは、ESO に関する会計処理を規定する重要な一要素であることには間違いないが、ESO をめぐる会計問題は、貸借対照表の貸方区分の問題のみから検討しただけで解決できる問題であろうか。ESO に関する会計問題は、貸借対照表の貸方区分ないし資本と利益の区分という視点から検討されることが多いものの、契約を組み合わせれば決済方法を容易に変更可能であるという株式報酬に関する取引実態に鑑みると、企業が労働サービスの取得と引き換えに報酬を支払う取引（報酬取引）の一形態であるという視点からも検討する必要があるとも考えられる。

そこで、本稿では、ESO をめぐる会計問題が資本金会計上の難題であるという前提を一度取り払い、ESO に関する会計処理を、株式報酬取引において発生した報酬費用（株式報酬費用）の配分問題ととらえることで、さらに問題の本質まで遡って導出されうる会計処理を模索しつつ、現行ルールおよび先行研究において支配的になっている会計処理の必然性を探ることを目的としている⁽⁴⁾。事業用資産などをはじめとする配分手続にあたっては、①配分する額（配分基礎）、②配分期間、および③配分パターンの決定が必要となるとされるが、そのような目的のもと、本稿では、これら 3 つの論点のうち、①の株式報酬取引における配分基礎、すなわち報酬費用の測定額としてどのようなものが存在しうるかという論点について、(1) 貸借対照表の貸方区分や資本と利益の区分という問題から独立に論じうるのか、(2) それはなぜか、(3) 貸借対照表の貸方区分に関する議論と独立に論じうるとすれば、どのような測定額が導出されうるのかについて検討を行うこととする。

本稿の構成は、以下の通りである。2 節では、まず、株式報酬取引に関する現行ルールおよび海外における 1990 年代以降の先行研究において、どのような視点からどのような会計処理が導出されているかを概観したうえで、それらの現行ルールおよび先行研究に関連した問題を抽出する。3 節では、報酬取引に関する会計処理の中でも最も単純なケースである、

現金給与に係る現行ルールにおいて、報酬費用がどのように測定されているのかを確認する。4節では、株式報酬に関する現行ルールまたは先行研究でしばしば議論の俎上にあがっている、SARに関する現行ルールおよびESOに関する現行ルールを取り上げ、この2つの会計モデルにおいて測定される報酬費用額について、(1) 貸借対照表の貸方区分に関する議論と独立に論じうるのか、(2) それはなぜかという点について検討を行う。そして、そもそも、株式報酬取引に関する会計処理においては、考えられうる報酬費用額として複数の候補が存在することを明らかにする。5節では、4節と同様、株式報酬取引に関する現行ルール以外にも、原価の測定額について現金支出額以外に候補が存在する現行ルールの一例として、外貨建取引に関する会計処理（一取引基準と二取引基準）が存在することを確認し、ESOに関する会計処理へのインプリケーションを指摘する。最後に、6節は、本稿の結論と今後の課題を述べる。

2. 株式報酬取引に関する現行ルールおよび近年の先行研究

2.1 株式報酬とは

ESOとは、前述のとおり、「一定の期間にわたって、あらかじめ決定された価格で、所定の株式を購入する権利を与える契約」（企業会計基準委員会2002, 1）と定義され、一般的に、報酬の一形態として従業員等に付与される。そして、ESO保有者は、あらかじめ決定された価格（権利行使価格）を株価が上回ったとき、権利を行使し、権利行使価格で所定の株式を購入することにより、権利行使価格を上回った部分を利益として享受することができるという仕組みである（企業会計基準委員会2002）。

また、ESOに類似した報酬形態としてしばしば取り上げられるものとしては、SARが存在する。このSARは、権利行使価格を株価が上回ったとき、権利行使価格を上回った部分を利益として享受することができるという点ではESOと共通しているものの、権利行使価格を上回った部分を現金で受け取るという決済方法がESOと異なっている。IASB（2009）およびFASB（2004）では、これらに加え、株式と現金といういずれの決済方法を用いるかを選択することが可能な現金選択権付オプションを含め、株価に連動して価値が変動する報酬である一方で決済方法が異なるこれら3つの報酬を「株式報酬」とし、体系的に会計処理が規定されている。

そこで、そのような株式報酬に関し、(1) 現行ルールではどのような会計処理が規定されているか、(2) 現行ルールを批判した海外における1990年代以降の先行研究では、どのような会計処理が提案されているのかを概観したうえで、(3) 株式報酬取引に関する現行ルールおよび海外における近年の先行研究における問題の所在について指摘することとする。

2.2 株式報酬取引に関する現行ルール

①ストック・オプション取引に関する現行ルール

IASB および FASB における現行ルールでは、費用認識の相手勘定を拠出資本とし、測定日を付与日とし、権利不行使による権利失効時に利益への戻入処理を行わず、測定の基礎を公正価値とするという点で、きわめて類似したものとなっている。上記のような会計処理を支えている基本的な考え方は以下の通りと考えられる。すなわち、米国財務会計概念書 (FASB 1985) および IASC 概念フレームワーク (IASB 1989) のもとでは、資産と負債以外の構成要素である、持分 (資本)、収益、費用、および包括利益が、すべて資産および負債という2つの構成要素を厳格に定義すれば、そこから自ずと導かれると考えられている。そのような認識のもと、ESO は (一定の条件が満たされたときに) 「第三者に現金または現金同等物を引き渡す義務」という負債の定義に適合しないため、企業所有者との資本取引となり、ESO 付与と同時に発行価額がそのまま資本拠出を確定させるため、それ以降の価格変動は認識されないこととなる。

②株式増価受益権取引に関する現行ルール

それに対して、SAR は、ESO とは異なり、前述の負債の定義を満たすことから、その会計処理は金融負債、特にデリバティブに関する会計処理に倣い、公正価値による継続的な再評価と評価差額の損益計上が行われることとなっている。すなわち、SAR は、権利行使日を測定日としたうえで、負債としての SAR を再評価し、評価差額を SAR 関連の費用として計上するとされている。

③小括

IASB および FASB における株式報酬取引に関する現行ルールでは、(a) ESO と (b) SAR という、対価の異なる株式報酬取引間で異なる会計処理が規定されている。すなわち、(a) ESO に関する会計処理については、ESO が資本として規定され、ESO 付与と同時に発行価額がそのまま資本拠出を確定させるため、それ以降の価格変動は認識されないという会計処理が導かれる一方、(b) SAR に関する会計処理については、SAR が負債として規定され、SAR に関する取引を金融商品取引の一形態にとらえ、每期費用の再測定を行うという会計処理が導かれるとされる。

2.3 海外における近年のストック・オプションに関する先行研究

上記の現行ルールに対し、これを批判し、ESO はデリバティブの一種であり、金融商品の一形態として会計処理を取り扱う会計モデルを提案する文献が、近年多く見受けられる。

Balsam (1994)、AAA (2004)、および Ohlson and Penman (2005) (2007) などをはじめ、FASB (2007) でも用いられており通説となりつつある会計モデルの概要は、以下の通りである。

そこではまず、資本は既存株主の持分と考えられており、この資本の定義を満たさない ESO は負債に規定されることとなる。そこではまた、SAR と ESO との類似性にも関心が寄せられている。すなわち、SAR は、権利行使日を測定日とした上で、負債としての SAR を再評価し、評価差額を SAR 関連の費用として計上することとされているが、先に述べた諸文献では、SAR と類似する金融商品である ESO についても、同様の会計処理が行われるべきであると考えられている。ここで強調すべき要点は、上記の諸文献では、費用の相手勘定を負債に規定すれば、ESO に関する会計処理は一義的に決まると考えられている点である。金融商品の一種である、という事実認識から、デリバティブ一般に適用されている会計処理が SAR だけでなく ESO にも適用されなければならない、というのである。

2.4 問題の所在

2 節では、IASB (2009) および IASB (2004) における株式報酬取引に関する現行ルール、ならびに、これらの現行ルールを批判的に検討した海外における 1990 年代以降の先行研究について取り扱った。まず、2.2 節では、株式報酬取引に関する現行ルールにおいては、ESO および SAR が「株式報酬」として体系的に取り扱われているものの、導出されている会計処理はそれぞれ異なっていることを確認した。しかし、現行ルールにおいて ESO と SAR について異なる会計処理が規定されているという現状は、(A) ESO 取引または SAR 取引という決済方法の異なる取引を、報酬取引の一種として取り扱うという考え方がそもそも間違っていることを指し示しているのか、それとも (B) このような視点から株式報酬取引に関する会計処理を導出しようとするものの、現行ルールにおいて規定されている検討結果が間違っているということを示しているのか、必ずしも明らかではない。

また、2.3 節では、株式報酬取引に関する現行ルールを批判した、海外における 1990 年代以降の先行研究においては、ESO に関する会計処理についても、SAR と共通の会計処理が適用されるべきとの提案がなされているということを確認した。しかし、ESO 取引と SAR 取引とに共通な会計処理を適用しようと試みる場合、SAR に関する現行ルールの必然性についてあまり検討されていないという現状をふまえると、ESO に関する会計処理についても、SAR に関する現行ルールと同様の会計モデルが適用されるという選択肢が自明に導かれているかについては、必ずしも明らかではないというのが実情であろう。

そこで、本稿では、(1) 貸借対照表の貸方区分に関する議論とは無関係に、対価の異なる報酬取引を同様に取り扱うという視点から、ESO に関する会計処理を検討することはできるのか、(2) このような視点から ESO に関する会計処理を検討する場合、SAR に関する現

行ルールが自ずと導かれるのかという問題意識のもと、株式報酬費用の測定について検討を行うこととする。

3. 現金給与に係る取引における報酬費用の測定

3.1 費用の測定

本節では、株式報酬費用において計上されるべき報酬費用の測定について検討するのに先立ち、同じ報酬の中でも最も単純なケースである現金給与に関する報酬費用の測定について検討を行う。

企業活動においては、現金給与、ESO、およびSARなど、さまざまな報酬形態が存在するが、報酬とは、「企業が従業員から労働サービスを獲得する際に支払う対価」のことであり、このような報酬と交換に企業は労働サービスを獲得している。多くの先行研究でも述べられているように、この「交換（取引）」という行為は、報酬取引以外にも企業の経済活動の多くを占めているとされる（Paton and Littleton 1940, 11; 中島訳 1958, 18; 井尻 1968, 111 など）。そして、交換（取引）において発生した収益および費用は、交換時の対価額（取引価額）により測定されることとされている（Paton and Littleton 1940, 11; 中島訳 1958, 18）。なお、この取引価額については、現金収入または現金支出が存在する場合には、その現金価額をもって交換（取引）時点の取引価額となるとされているが、(1) その現金価額が、公正な第三者取引による額と異なっているケース、または(2) 現金の授受が存在しないケースにおいては、交換（取引）時点の対価額をもって取引価額となるとされている（Paton and Littleton 1940, 11; 中島訳 1958, 45; 大日方 2003, 230）。

そこで、このような考えのもと、現金給与に係る取引において、配分基礎たる報酬費用はどのように測定されているのかについて、次項、検討することとする。

3.2 現金給与取引に関する会計処理

現金給与に係る取引は、企業が現金を支払う代わりに労働サービスを受領する取引である。「交換（取引）」においては、通常、費用は発生しないが、労働サービスは、その資産の性質上、貯蔵することができず、直ちに費消されるため、労働サービスの費消に伴って費用が発生することになる。

このような取引において、3.1節で前述した交換時の対価額をもって費用は測定されるという見解に立脚すると、報酬費用は、次のように測定される。すなわち、報酬支払時点（交換時点）において、①支払った報酬額（ここでの現金支出額）から、企業に流入した労働サービスの価値が規定され、②（労働サービスは、その資産の性質上、貯蔵することはできず、

直ちに費消されるが、) 企業に流入した労働サービスの価値が、企業が費消する労働サービスの価値と等しくなり、③その企業が費消した労働サービスの価値にもとづき、それに伴って計上される報酬費用が測定されることになると考えられているのである。

そして、一期間のうちに従業員から労働サービスが提供され、契約した報酬(現金)すべてが支払われるのであれば、当期に測定された報酬額(現金支出額)が報酬費用として計上されることとなる。その一方で、支払額が前払い分を含んでいる場合、または未払い分を残しているケースにおいては、労働サービスの費消にあわせ、報酬費用の前払い分を繰り延べ、報酬費用の未払い分を見越して計上するという配分方法は異なるものの、報酬費用の測定額については同様である。すなわち、繰延計上や見越計上が行われる局面においても、報酬が支払われた時点で労働サービスと報酬(現金)が交換されたという見解に立脚し、労働サービスと交換に支払われた報酬額をもって報酬費用の測定が行われると考えられている。

4. 株式報酬取引における報酬費用の測定

4.1 報酬取引の一形態としての株式報酬取引に固有の特徴

3節では、現金給与に関する現行ルールにおける報酬費用の測定について取り扱った。3.1節において確認したとおり、一般的に、費用は交換時の対価額をもって測定されることとなっているが、現金給与に関する取引においては、報酬として現金が支払われることから考えてみても、報酬費用が交換時における対価額(現金支出額)をもって測定されるという測定方法については議論が分かれることは少ないと考えられる。

しかし、ESOは、「(失効の可能性を有しており、)一定の条件を満たした場合に株式を得られる権利」であり、ESOが行使されても、株式が交付されるのみであり、会社財産は流出しないため、どの時点のESOの価格にもとづいて、最終的な報酬費用が測定されるのか、議論する余地が存在する。では、配分基礎たる報酬費用はどの時点のESOの価格にもとづいて、測定されるべきであろうか。

また、2節において指摘したとおりSARと、ESOとに同様の会計処理を適用すべきであると考えられる場合、諸外国における1990年代以降の先行研究では、SARに関する現行ルールをベンチマークとすることが自明であるかのように述べられている。しかし、その一方で、SARに関する現行ルール自体の必然性については、検討が行われていない。すなわち、SARに関する会計処理とESOに関する会計処理とが同様に規定されることを与件とする場合、SARに関する会計処理をベンチマークとし、権利行使日におけるSARの価格またはESOの価格にもとづき報酬費用を測定するという方法は、自明なのであろうか。そこで、本節では、(a) SARに関する現行ルールと、(b) ESOに関する現行ルールそれぞれにおいて報酬費用

がどのように測定されているか取り上げ、整理・分析することとする。

4.2 権利行使日における報酬費用の測定—SARに関する現行ルール

FASB (2004) および IASB (2009) における SAR に関する現行ルールでは、次のように報酬費用が測定されていることとなっている。すなわち、SAR 取引では、SAR の価格が常に変動しており、また、決済⁽⁵⁾されてはじめて、実際に SAR が決済されるか、また、実際に SAR が決済された結果、現金支出額がいくらであるかが確定する。そのため、SAR に関する現行ルールでは、労働サービスの費消にあわせ、每期報酬費用は計上（認識）されるものの、決済日以前に測定された報酬費用額は、あくまで暫定的に見積もったものであると解されている。そして、そのような考えに立脚し、暫定的な報酬費用額を、タイムリーな SAR の価格にもとづいて測定したうえで、報酬費用額は決済日において最終的に測定されるべきであると考えられている (FASB 2004, para.10)。

このように、SAR に関する現行ルールでは、現金支出時点である決済日が交換時点と考えられており、そのような考えのもと、報酬費用は次のように測定されていると考えられる。まず、① SAR の価値から、企業に流入した労働サービスの価値が規定され、② 企業に流入した労働サービスの価値が、企業が費消する労働サービスの価値と等しくなり、③ その企業が費消した労働サービスの価値にもとづき、それに伴って計上される報酬費用が測定されると解される。しかし、その報酬費用額はあくまで暫定的なものであると考えられるため、権利行使日にいたるまで、費用を修正するという考え方がとられている。

SAR に関する現行ルールのような報酬費用の測定方法については、2.3 節において述べたとおり、1990 年代以降の ESO に関する先行研究においても多く採用されている。これらの先行研究においては、ESO と SAR は決済方法の違いを除き同じ経済効果を有する報酬形態であると考えられる見解に立脚し、上記のような SAR に関する現行ルールをベンチマークに、ESO 取引においても、権利行使日にいたるまで継続的に報酬費用額を修正したうえで、権利行使日の株価にもとづいて報酬費用を測定すべきであると考えられている。

このように、SAR に関する現行ルールおよび ESO に関する近年の海外の先行研究においては、現金支出額または株式価額（最終的な貸方の価額）から従属的に、報酬費用額（借方の価額）が規定されていると解される。また、このような見解にもとづき、SAR 取引と ESO 取引について同様の報酬費用の測定方法を適用しようとする、ESO に関する会計処理についても、上記のとおり、SAR に関する現行ルールをベンチマークとし、最終的な株式価額にもとづき、報酬費用が測定されることとなると考えられる。

4.3 付与日における報酬費用の測定—ESOに関する現行ルール

それに対して、ESO に関する現行ルール⁽⁶⁾においては、以下のように報酬費用を測定する

こととなっている。すなわち、FASB（2004）をはじめとする ESO に関する現行ルールにおいては、4.2 節で検討した SAR に関する現行ルールとは異なり、ESO に関する取引における労働サービスの対価すなわち報酬は、ESO を権利行使して得られる株式ではなく、「(失効の可能性を有しており、)一定の条件を満たした場合に株式を得られる権利」という ESO であると考えられている。そして、そのような考えのもと、ESO に関する現行ルールにおいては、従業員と企業との間で労働サービスと ESO との交換契約が結ばれ、ESO が付与された時点に、労働サービスと ESO との交換が行われたという考えのもと、付与日における ESO の価格にもとづいて報酬費用が測定されることとされている (FASB 2004, paras.B46-B47)⁽⁷⁾⁽⁸⁾。また、このような見解に立つと、付与日以降に ESO の価格が変動した場合、および、権利確定後に権利が失効した場合については、すでに付与日において労働サービスと ESO とがの等価で交換されていることから、報酬費用額は修正されないと考えられている (FASB 2004, paras.B46-B47)⁽⁹⁾。

すなわち、ESO に関する現行ルールでは、ESO が付与された付与日時点を交換時点と考え、以下のように報酬費用が測定されることとなっている。まず、①報酬額である、付与日に測定される ESO の価額から、企業に流入した労働サービスの価値が規定され、②企業に流入した労働サービスの価値が、企業が消費する労働サービスの価値と等しくなり、③その企業が消費した労働サービスの価値にもとづき、それに伴って計上される報酬費用が測定されることになると考えられている。

このように、ESO に関する現行ルールにおいては、報酬費用額（借方の価額）は、権利行使日に測定される最終的な ESO の価額（貸方の価額）とは独立に計算されていると解される。このような見解にもとづき、SAR と ESO について同様の報酬費用の測定方法を適用しようとする、今度は、SAR 取引においても、ESO に関する現行ルールをベンチマークとし、付与日における SAR 価額にもとづき、報酬費用が測定されるという方法も導出されるであろう。

4.4 小括

4 節では、株式報酬取引における報酬費用（配分基礎）の測定について、以下のような 2 つの候補が存在しうることを確認した。まず、4.2 節において検討したとおり、SAR に関する現行ルールにおいて、報酬費用は以下のように測定されていた。すなわち、SAR 取引では、SAR の価格が常に変動しており、また、実際に決済されてはじめて、決済時における現金支出額が確定する。そのため、SAR に関する現行ルールでは、暫定的な報酬費用額をタイムリーな SAR の価格にもとづいて修正したうえで、報酬費用は決済日において最終的に測定されるべきであると考えられていた (FASB 2004, para.10)。

それに対して、ESO に関する現行ルールにおいて、報酬費用は以下のように測定されてい

た。すなわち、ESO が付与された時点で、労働サービスと報酬（ESO）との交換が行われたという考えのもと、付与日における ESO の価格にもとづいて報酬費用が測定されなければならないとされていた（FASB 2004, paras.B46-B47）⁽¹⁰⁾。また、このような見解に立つと、付与日以降に ESO の価格が変動した場合、および、権利確定後に権利が失効した場合についても、報酬費用額は修正されないと考えられていた（FASB 2004, paras.B46-B47）。

本節では、株式報酬取引においては、貸借対照表の貸方区分に関する議論とは無関係に、報酬費用額として複数の候補が存在しうることを指摘した⁽¹¹⁾。しかし、株式報酬取引に関する現行ルール以外にも、原価の測定額について現金支出額以外の候補が存在する現行ルールは、古くから存在している。そこで、次節では、このような現行ルールの 1 つとして、外貨建取引における一取引基準と二取引基準を取り上げる⁽¹²⁾。

5. 外貨建取引における売上原価の測定——取引基準と二取引基準

5.1 外貨建取引における売上原価の測定方法——一取引基準と二取引基準

本節では、4 節と同様、収益および費用の測定方法を複数抱える会計処理として、外貨建取引に関する会計処理を取り上げる。外貨建取引とは、「売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引」（企業会計審議会 1999c, 注 1）である。すなわち、外貨建取引は、通常の（国内における）取引と同様、仕入れた商品とその対価（債務）との交換⁽¹³⁾であるという点では共通している。しかし、それと同時に、外貨建取引と通常の（国内における）取引との間には、以下のような相違点が存在する。すなわち、外貨建取引では、取引価額が外国通貨で表示されているため、この取引を日本の財務諸表に記録するためには、為替レートで外国通貨を邦貨に換算する必要が生じる。しかし、通常、為替レートは常に変動しているため、商品仕入時と、債務決済時の円換算価額が異なってくる。したがって、円換算が行われる分、国内における同様の取引より複雑な取引となっている。このような場合に、売上原価を測定する方法として、複数の選択肢が存在する。それが、一取引基準と二取引基準である。

そこで、(1) この外貨建取引に関連する一取引基準および二取引基準においては、それぞれ、どのように売上原価が測定されているのかそして (2) 一取引基準および二取引基準に関する議論が株式報酬に関する会計モデルにもたらすインプリケーションはどのようなものか、以下、検討する。

5.2 外貨建取引における一取引基準

一取引基準とは、「外貨建取引それ自体とその取引にかかわる代金決済とを 1 つの取引と

みなして会計処理を行う方法」(辻山 2009, 124) のことである。すなわち、このような見解のもとでは、外貨建取引が行われた際、商品を仕入れた事実は記録しなければならないが、債務決済以前の邦貨額はあくまで暫定的なものであると解されている。したがって、商品の仕入から債務の決済に至るまでの為替レートの変動も、外貨建取引の売上原価の修正として記録したうえで、売上原価は、債務が決済される時点ではじめて確定することとなる。

このような見解に立脚し外貨建取引をとらえると、一取引基準のもとで、売上原価は次のように測定されると考えられる。①まず、債務額から企業が仕入れた商品の価額が規定され、②企業が仕入れた商品の価額が、企業が販売することにより消滅した商品の価額と等しくなり、③企業が販売することにより消滅した商品の価額にもとづき、それに伴って計上される売上原価が測定されると解されるのである。しかし、このモデルのもとでは、原取引日において測定された売上原価の価額はあくまで暫定的なものであると考えられている。そこで、原取引日に測定された売上原価の価額を、決済日に測定される売上原価の価額により近づけるため、毎期末、タイムリーな為替レートを用い、売上原価を再測定するという考え方がとられている。

このように、一取引基準において、売上原価は、4.2 節にて検討した SAR に関する現行ルールと同様、最終的に支出される現金価額にもとづき測定されていることが確認できた。そこで、次節では、二取引基準を採用した場合において、売上原価はどのように測定されるかについて、検討を行う。

5.3 外貨建取引における二取引基準

それに対して、外貨建取引において原則処理として取り入れられている二取引基準とは、「外貨建取引が行われたその時点で、それにかかわる代金の決済取引とは独立に原取引が完結しているものとみなし、円貨額を確定する方法」⁽⁴⁴⁾(辻山 2009, 124) と定義される。このような考えのもとでは、外貨建取引における売上原価額は、原取引が行われた際の対価額(債務額)にもとづき測定されるべきであると考えられている。また、債務の決済取引は、原取引と区分され、財務活動の一環とみなされたうえで、為替レートの変動による換算差額および決済差額は、為替差損益(財務費用)として独立に計上されることとなる。

このような考えに立脚すると、二取引基準のもとで売上原価は次のように測定されると考えられる。①まず、債務額から企業が仕入れた商品の価額が規定され、②企業が仕入れた商品の価額が、企業が販売することにより消滅した商品の価額と等しくなり、③企業が販売することにより消滅した商品の価額にもとづき、それに伴って計上される売上原価が測定されると解されるのである。

したがって、二取引基準のもとでは、4.3 節において検討した ESO に関する現行ルールと同様、債務決済時における最終的な円換算額(貸方の価額)とは無関係に、売上原価が測定

されると考えられる。では、このような外貨建取引における売上原価の測定方法（一取引基準および二取引基準）が、ESO に関する会計モデルにもたらすインプリケーションとはどのようなものかについて、5.4 節において検討する。

5.4 株式報酬取引に関する会計処理へのインプリケーション

4 節および 5 節では、株式報酬取引における報酬費用の測定、および外貨建取引における売上原価の測定について検討した。そして、そこから導かれた検討結果は、以下の 3 点である。

第 1 に、外貨建取引においては、債務決済日時点において現金が支出されるが、この取引における売上原価の測定方法については複数の選択肢が存在し、二取引基準、すなわち現金支出額以外を用いて売上原価が測定されるという方法が原則処理となっている。このような外貨建取引の会計処理における状況をふまえると、SAR 取引において権利行使日に現金が支出されるということから、直ちに権利行使日に報酬費用が測定されるべきであるということはいえないと考えられる。

第 2 に、権利行使日における株価と、付与日における株価は異なる場合が少なくないが、SAR 取引において、4.3 節のように付与日の株価にもとづき報酬費用を測定しようと試みる場合、権利行使日の現金支出額にもとづいて測定される費用額との差額をどのように処理すべきかという点について、検討の余地が生じる。しかし、現取引とその後の決済取引を切り分けて処理している二取引基準における考え方を援用すると、以下のような会計処理が導出されうる。すなわち、SAR に関する決済取引を、付与日における報酬取引と区分し、財務活動の一環とみなしたうえで、SAR の価格変動による決済日と付与日との差額は、為替差損益と同様、財務費用として報酬費用とは独立に計上されるという会計処理である。

ESO に関する現行ルールと同様の会計モデルを別の表現で説明している Sweeny (1960, 183-184) では、この点に関連した、次のような記述が存在する。すなわち、Paton and Littleton (1940) の記述を用い、付与日において労働サービスと ESO の交換は行われていると解される点を指摘したうえで、それ以降は一般的な新株引受に関する取引と同様、財務活動の一環とみている。つまり、付与日時点以降に ESO の評価額が変動したとしても、それは従業員の投資の結果により生じたものであると考えられているのである。したがって、このような考えを SAR にも適用すると、SAR に関する会計処理においては、二取引基準における為替差損益に関する処理と同様、付与日から決済日との差額を、報酬費用としてではなく財務費用として計上する方法が考えられるであろう。

第 3 に、株式報酬に関する現行ルールおよび近年の海外における先行研究では、株式報酬に関する一連の取引を 1 つの大きな取引ととらえ、貸借対照表の貸方区分という視点から従属的に、報酬費用の認識および測定に関する規定が導出されているように見受けられる。し

かし、本稿において検討したように、株式報酬取引を、外貨建取引における二取引基準と同様、報酬取引とその後の決済取引（ESO 取引においては資本取引）の複合形態のように考えることもできる。そのような認識のもとでは、株式報酬取引に関する会計処理について、株式報酬費用の認識および測定に関し、貸借対照表の貸方区分に関する議論に従属させて議論する必要はなく、独立に検討することが可能となると考えられうる⁽¹⁵⁾。

6. おわりに一結論と今後の検討課題

6.1 結論

諸外国における株式報酬に関する現行ルール、および ESO に関する 1990 年代以降の先行研究では、貸借対照表の貸方区分という視点から一義的に報酬費用額の認識および測定が規定できると考えられていた。そこで、本稿では、そのような考え方は果たして自明であるのかという問題意識のもと、報酬費用の測定について、貸借対照表の貸方区分という視点から独立に議論可能かという点について検討を行った。そして、以下の 3 点を明らかにした。① 株式報酬取引に関する現行ルールにおいて、報酬費用は、一般的な（報酬）費用の測定と同様、交換時点の対価額により測定されると解されているが、ESO 取引ではいずれの時点においても現金支出が存在しないため、解釈可能な交換時点が複数存在していること、② 株式報酬取引に関する現行ルール以外にも、原価の測定額について現金支出額以外の候補が存在する現行ルールとして、外貨建取引における一取引基準と二取引基準が存在すること、③ 近年の先行研究では、一取引基準のように、株式報酬取引を 1 つの大きな取引としてとらえ、貸借対照表の貸方区分より従属的に報酬費用の認識および測定に関する議論が行われているが、二取引基準のように、株式報酬取引を、報酬取引とその後の決済取引（ESO 取引の場合においては資本取引）との複合取引ととらえることも可能であり、後者のような考え方によれば、株式報酬費用の認識および測定は、貸借対照表の貸方区分とは無関係に議論することが可能であるということ、である。

まず、2 節では、IASB (2009) および IASB (2004) における株式報酬取引に関する現行ルール、ならびに、これらの現行ルールを批判的に検討した海外における 1990 年代以降の先行研究について概観した。そして、これらの文献では、SAR という ESO とは異なる決済方法を有する株式報酬について同様の会計処理が適用されるべきであるという基本思考については共通しているものの、実際には、ESO 費用の相手勘定が負債として規定されるか、資本として規定されるかにより、会計処理が導出されているという現状を確認した。さらに、このような現状をふまえると、(1) 貸借対照表の貸方区分に関する議論とは無関係に、ESO や SAR という決済方法の異なる報酬取引を株式報酬取引の一形態として同様に取り扱いと

いう視点から、ESO に関する会計処理を検討することはできるのか、また、(2) このような視点から ESO に関する会計処理を導出しうる場合、SAR に関する現行ルールが自ずと導かれるのかという論点が生じうるが、これらの論点については必ずしも明らかとされていないということ指摘した。

次に、3 節では、現金給与に関する現行ルールにおいては、報酬費用がどのように測定されているかについて概観した。そして、労働サービスと対価（報酬）が交換されると考えられる時点の対価額をもって報酬費用額が測定されると考えられること、また、この取引においては報酬が現金であるため、報酬費用が報酬支払時（現金支出時）の報酬額（現金価額）にもとづき測定されることについては、解釈が分かれることは少ないということを確認した。

そして、4 節では、株式報酬取引において、報酬費用はどのように測定されているのかについて、以下のような 2 つの候補が存在しうることを確認した。まず、4.2 節において検討したとおり、SAR に関する現行ルールでは、報酬費用は、以下のように測定されていた。すなわち、SAR 取引では、SAR の価格が常に変動していることから、実際に決済されてはじめて、決済時における現金支出額が確定する。そのため、SAR に関する現行ルールでは、暫定的な報酬費用を測定し、タイムリーな SAR の価格にもとづいて毎期修正したうえで、報酬費用は決済日において最終的に支出される現金価額にもとづき測定されるべきであると考えられていた（FASB 2004, para.10）。それに対して、4.3 節において検討したとおり、ESO に関する現行ルールにおいて、報酬費用額は、ESO が付与された時点に、労働サービスと報酬（ESO）との交換が行われたという考えのもと、付与日における ESO の価格にもとづいて報酬費用が測定されていた（FASB 2004, paras.B46-B47）。

5 節では、4 節における議論と同様、原価の測定額について現金支出額以外の候補が存在する現行ルールとして、外貨建取引における一取引基準と二取引基準を取り上げた。そして、外貨建取引における議論から、以下の 3 点を明らかにした。すなわち、① SAR 取引において権利行使日に現金が支出されるということから、直ちに権利行使日に報酬費用が測定されるべきであるということはいえないと考えられること、② 4.3 節のように付与日の株価にもとづき報酬費用を測定しようと試みる場合、SAR 取引における現金支出額をどのように処理すべきかという点については、二取引基準における考え方を援用すると、SAR の価格変動による決済日と付与日との差額は、為替差損益と同様、財務費用として独立に計上されるという会計処理が導出されうること、および③ ESO に関する先行研究においては、株式報酬取引を、一取引基準のように、1 つの大きな取引ととらえ、会計処理が検討されていることを指摘したが、二取引基準のように、株式報酬取引を報酬取引と決済取引とに分けて検討し、付与日に報酬費用を測定することも可能であること、である。

6.2 今後の検討課題

本項では、次に、6.1にて示した結論より生じた、今後の検討課題を抽出する。本稿では、株式報酬取引の配分手続のうち、①配分基礎に関する検討を行い、報酬費用の測定については、貸借対照表の貸方区分と独立に議論しうることを明らかにした。しかし、本稿では、配分手続における残りの論点、すなわち、②配分期間、③配分パターン、および④見積りものの修正などについては検討しきれていない。そこで、今後の研究において、以下のような検討を行う予定である。

まず、米山（1999）では、退職給付における配分手続（退職支給総額の勤務費用と利息費用への割当方法、割引現在価値による測定、および、退職給付に係る見積りものの修正）は、その他の局面（事業用資産における配分手続など）で要請されるルールと首尾一貫しているのかという点について、検討を行っている。そこで、米山（1999）も参考にしつつ、このような視点から ESO に関する会計処理が導出しうるのか、また、導出されうる場合にはどのような会計処理が導出されうるのかについて検討を行う。これが、今後の検討課題の1つめである。

次に、財務会計基準書第123号公開草案（FASB 1993）では、報酬費用総額を付与日に前払費用として計上することが要請されていた。しかし、付与日時点において報酬費用を前払費用として計上することについては、FASB（1985）における資産の定義に適合しないと多くの反対により、付与日における報酬費用の資産への計上は、見送られることとなった。そして、IASB（2009）、FASB（2004）、および企業会計基準委員会（2005）という ESO に関する現行ルールにおいては、報酬費用総額は付与日において資産計上されることなく、報酬費用総額のうち、各期の労働サービス提供分であると推定される部分を、每期段階的に計上されることとされている。そこで、付与日に報酬費用を前払報酬費用として資産計上しうるのかという点について、資産の定義および認識に関する先行研究に依拠することにより検討する。これが、今後の検討課題の2つめである。

最後に、海外を中心とした ESO に関する先行研究をサーベイした藻利（2010）において検討したとおり、FASB の公表物や海外の先行研究を中心に、(a) ESO を負債として認識すれば、直ちに ESO をデリバティブの一形態ととらえ、毎期の報酬費用の再測定を要請する会計モデルが支配的になりつつある。しかし、このようなモデルは支配的ではあるものの、その一方で (b) Melcher（1973）では、最終的な ESO の価格が確定する権利行使日一時点において、ESO 費用を再測定するという会計モデルが、また、(c) Ohlson and Penman（2005）（2007）では、他の先行研究と同様、ESO はデリバティブの一種であるととらえ、金融商品の一形態として取り扱う会計モデルが提案されているが、報酬費用については、あくまで付与日における ESO の価格のまま確定させ、その後の ESO の価格の変動については、その他の包括利益として計上されるという会計モデルが提案されている。このように、先行

研究においては、負債の再評価を行う場合であっても、(a) から (c) という異なる会計モデルが導出されている。では、負債の評価という局面から ESO に関する会計処理がどこまで規定できるのか、海外の先行研究等で支配的なモデルが自明に導かれるのかについて検討を行う。これが今後の検討課題の3つめである。

【注】

- (1) 米国における SO に関する現行ルールは Accounting Standards Codification (ASC) Topic718 であるが、本稿で扱う内容に関し、財務会計基準書改正第 123 号 (FASB 2004) から主たる変更がないため、本稿では、米国の現行ルールを FASB (2004) と表示している。また、改訂国際財務報告基準第 2 号 (IASB 2009) および FASB (2004) では、報酬目的で付与されていない株式報酬に関する会計処理についても規定されているが、本稿では、報酬目的で付与されている株式報酬に関する会計処理のみを取り扱うこととする。
- (2) SAR の決済方法としては、現金のほかにも、自社の株式、現金と自社の株式両方という 3 つの決済方法が存在しうが、本稿においては、現金決済されるものとして、以下議論を行うこととする。
- (3) 本稿では、現金選択権付オプションに関する会計処理については、取り扱わないこととする。
- (4) この視点は、古くは Dohr (1945) および会計研究公報第 37 号 (AIA 1948) において用いられていた視点であるが、当時、ESO 費用の相手勘定については、暗黙のうちに拠出資本として考えられていた。このような状況に照らしてみると、貸借対照表の貸方区分についても議論されている現在において、再度、報酬費用の配分問題について検討する必要があるとも考えられる。
- (5) ここで、SAR に関する取引における決済日は、ESO に関する取引における権利行使日と同義である。
- (6) ESO に関する会計処理について、FASB (2004) および IASB (2009) における考え方と、企業会計基準委員会 (2005) における考え方との間では、費用の相手勘定に関しては異なるものの、報酬費用額に関しては一致している。
- (7) なお、IASB (2009)、FASB (2004)、および企業会計基準委員会 (2005) では、ESO の価格については付与日で固定すべきとされているものの、ESO の単位数については、権利確定日にいたるまで、実績値への修正が行われるべきであるとされているが、議論を簡便化するため、本稿では、付与日から権利行使日に至るまで単位数は一定である (ESO はすべて行使される) こととする。
- (8) なお、IASB (2009) では、付与日の ESO の価格にもとづき報酬費用を測定する根拠として、付与日以降、受領するサービスの価値と ESO の公正価値との間に高い相関関係が存在する可能性は少ないとの見解が付け加えられている。
- (9) ただし、市場条件などを除く権利確定条件を達成できずに権利が失効した場合には、相当額を利益に戻し入れなければならないとされている (FASB 2004, para.19; IASB 2009, paras.19-21)。
- (10) Paton and Littleton(1940,24-29) では、交換時点と現金支出時点との間に時間的なズレが生じる場合には、原価は、現金支出額ではなく、あくまで交換時の対価額 (公正価値) により測定されるべきと述べられている。
- (11) なお、ESO の会計処理に関する議論は、あくまで ESO が負債か資本かという「貸借対照表の貸方区分」から従属的に、測定すべき費用額が規定されるとする見解も存在するかもしれない。そこで、「貸借対照表の貸方区分」という視点および「報酬費用の測定」という視点の双方から ESO に関する先行文献を分類したものが、下記の図表である。このように ESO に関する先行文献を概観しても、実際には、「貸借対照表の貸方区分」という視点と「報酬費用の測定」という視点とを結び付けるような統一的な

株式報酬取引に関する会計処理における配分基礎

見解は存在しない。

| | | 貸借対照表の貸方区分 | | |
|---------|-------|--|-----------------------|---|
| | | 資本 | 純資産の部 メザニン | 負債 |
| 報酬費用の測定 | 付与日 | Paton and Paton (1955) Sweeney (1960) IASB (2009) および FASB (2004) における株式決済型モデル | 企業会計基準委員会 (2005) | Ohlson and Penman (2005) (2007) |
| | 権利行使日 | (Kaplan and Palepu (2004)) | Hull and White (2004) | AAA (2004) Balsam (1994) IASB (2009) および FASB (2004) における現金決済型モデル FASB (2007) (Melcher (1973)) |

まず、「付与日時点において報酬費用が測定され则认为されている先行研究」に区分されている先行研究を概観すると、次のとおりになる。まず、Paton and Paton (1955)、および Paton and Paton (1955) の議論を発展させた Sweeney (1960) では、ESO に関する現行ルールと同じ会計モデルを導出したうえで、このような会計処理を導出した背景が、本稿 3.2 節とは別の表現で次のように説明されている。まず、ESO 取引は、①従業員が報酬 (ESO) を対価として企業に労働サービスを提供する報酬取引と、②新株引受に関する取引という 2 つの取引の複合形態であると考えられている。そして、付与日時点において、従業員と企業との間で合意の上で交換契約が締結されている以上、①の取引は付与日時点で完結しており、それ以降は一般的な新株引受に関する取引と変わらず、付与日時点以降に ESO の評価額が変動したとしても、それは従業員の投資の結果により生じたものであり、企業の過去の費用額または当期の利益額に反映させるべきではないと解されている。

一方、Ohlson and Penman (2005) (2007) では、Balsam (1994) および AAA (2004) をはじめとする他の先行研究と同様、ESO はデリバティブの一種であり、金融商品の一形態として会計処理を取り扱う会計モデルを提案しているが、報酬費用については、あくまで付与日における ESO の価格のまま据え置き、その後の ESO の価格の変動については、その他の包括利益として計上されることが要請されている。

それに対し、「権利行使時点において報酬費用額が測定され则认为されている先行研究」に区分されている先行研究であるが、(a) AAA (2004)、Balsam (1994)、3.3 で検討した IASB (2009) および FASB (2004) における SAR に関する現行ルール、ならびに FASB (2007) では、ESO と SAR の類似性に焦点をあて、3.3 節で検討した会計モデルが要請または提案されている。しかし、図表 1 の「権利行使日時点において費用が測定」という行に区分される先行研究の中でも、異なる会計モデルを提案している先行研究も存在する。例えば、(b) Kaplan and Palepu (2004) では、(権利確定日まで) 每期再測定を要請している点では (a) の先行研究と同様であるが、ESO 費用の相手勘定が付与日時点から提出資本である点が他の先行研究と異なっている。また、(c) Hull and White (2004) においても、每期再測定を要請している点では (a) の先行研究と同様であるが、ESO 費用の相手勘定が負債でも提出資本でもない第 3 の要素 (条件付債務) である点が、他の先行研究と異なっている。さらに、(d) Melcher

- (1973) では、ESO 費用の相手勘定を権利行使日時点まで負債とする点では (a) の先行研究と一致しているが、費用を每期再測定するのではなく、最終的な ESO の価格が確定する権利行使日の一時点において、確定した費用額へ修正処理がなされるという会計モデルが導出されている。
- (12) 原価の測定額について現金支出額以外の候補が存在する他のケースとしては、仕入割引のケースなども挙げられる。
- (13) 売上高の測定についても、5 節における売上原価の測定に関する議論と同様の議論が成り立ちうるが、本稿では特に費用の測定について扱っているため、収益（売上高）の測定については、以下、取り扱わないこととする。
- (14) 企業会計審議会（1999b）では、「外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録」（企業会計審議会 1999b, 一の 1）し、「決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理」（企業会計審議会 1999b, 一の 2(2)）し、「外貨建金銭債権債務の決済（外国通貨の円転換を含む。）に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する」（企業会計審議会 1999b, 一の 3）と述べられている。
- (15) なお、FASB（2004）と IASB（2009）では、SAR に関する現行ルールにおいて、権利行使日に測定される費用の表示方法として、異なる見解が示されている。FASB（2004）では、付与日以降、権利行使日にいたるまでの価格変動は、すべて報酬費用の修正として一括処理される。それに対して、IASB（2009）では、SAR に関する現行ルールにおいて測定される報酬費用額と、ESO に関する現行ルールにおいて測定される報酬費用額との違いを懸念し、SAR 関連費用を表示する際、(a) 付与日に測定される費用額と、(b) その後の SAR の価格変動にもとづいて測定される費用額とを区分して表示することを認めている。

【参考文献】

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee. 2004. Evaluation of the IASB's Proposed Accounting and Disclosure Requirements for Share-based Payment. *Accounting Horizons* 18(1): 65-76.
- American Institute of Accountants (AIA). 1948. Accounting Research Bulletin No.37: *Accounting for Compensation in the Form of Stock Options*, New York, NY: AIA.
- Balsam, S. 1994. Extending the Method of Accounting for Stock Appreciation Rights to Employee Stock Options. *Accounting Horizons*, 8(4): 52-60.
- Dohr, J. L. 1945. Accounting for Compensation in the form of Stock Options. *Journal of Accountancy* 1945 Dec: 439-443.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1981. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.52. *Foreign Currency Translation*. Norwalk, CT: FASB.
- . 1985. FASB Concepts Statements No.6. *Elements of Financial Statements*. Norwalk, CT: FASB.
- . 1993. Exposure Draft. *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT: FASB.
- . 2004. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.123 (Revised 2004). *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT: FASB.
- . 2007. Preliminary Views. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Norwalk, CT: FASB.
- Hull, J. and A. White. 2004. Accounting for Employee Stock Options. *Journal of Derivatives Accounting* 1(1): 1-15.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. *Framework for the Preparation and Presentation*

- of *Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Accounting Standard (IAS) 21 (Revised 2008). *Foreign Exchange*. London, U.K.: IASCF.
- . 2009. International Financial Reporting Standard (IFRS) 2 (Revised 2008). *Share-based Payment*. London, U.K.: IASCF.
- Kaplan, R. S. and K. G. Palepu. 2003. Expensing Stock Options : A Fair-Value Approach, *Harvard Business Review* 81 (12): 105–108.
- Melcher, B. 1973. Accounting Research Study No.15: *Shareholder's Equity*, New York, NY: AICPA.
- Ohlson, J. A. and S. H. Penman. 2005. Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance with Particular Attention to Employee Compensation Options. *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis White Paper* No.1.
- . 2007. Accounting for Employee Stock Options and Other Contingent Equity Claims: Taking a Shareholder's View. *Journal of Applied Corporate Finance* 19 (2): 105–111.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, Chicago, IL: American Accounting Association. (中島省吾訳.1962.『会社会計基準序説 (改訂版)』. 森山書店.)
- Paton, W. A. and W. A. Paton, Jr. 1955. *Corporation Accounts And Statements*. New York, NY: The Macmillan Company.
- Sweeney, D. L. 1960. *Accounting for Stock Options*. Ann Arbor, MI: The University of Michigan.
- 生駒道弘. 1967. 『ストック・オプションの研究—現代米国経営者報酬の一形態についてV』. 評論社.
- 井尻雄士. 1968. 『会計測定的基础—数学的・経済学的・行動学的探究』. 東洋経済新報社.
- 大日方隆. 2002. 「6章 キャッシュフローの配分と評価」. 斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』. 中央経済社: 185–248 所収.
- 梶田龍三. 2001. 『自己株式会計論』. 白桃書房.
- 川村義則. 2004. 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第 23 巻第 2 号: 73–103.
- 企業会計基準委員会. 2002. 「ストック・オプション会計に係る論点の整理」.
- . 2005. 「企業会計基準第 8 号 スtock・オプション等に関する会計基準」.
- . 2006. 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」.
- 企業会計審議会. 1999a. 「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」.
- . 1999b. 「外貨建取引等会計処理基準」.
- . 1999c. 「外貨建取引等会計処理基準注解」.
- 斎藤静樹. 1988. 『企業会計—利益の測定と開示』. 東京大学出版会.
- . 2010a. 『企業会計とディスクロージャー (第 4 版)』. 東京大学出版会.
- . 2010b. 『会計基準の研究 (増補版)』. 中央経済社.
- 坂井映子. 2004. 「リース会計におけるキャッシュフローの配分問題—実質優先と配分のあり方」『武蔵大学論集』第 52 巻第 1 号: 17–38.
- 田中建二. 2003. 「ストック・オプション会計再考」. 『會計』第 180 巻第 4 号: 450–464.
- 辻山栄子. 1994. 「実現基準と利益測定」 斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』: 75–99 所収.
- . 2009. 「第 4 章第 5 節 外貨の換算」『財務会計—財務諸表分析の基礎 (第 6 版)』: 123–136 所収.
- 野口晃弘. 2006. 『条件付新株発行の会計』. 白桃書房.
- 福井義高. 2003. 「従業員ストック・オプションの会計処理比較」.
- <http://www.gsim.aoyama.ac.jp/~fukui/StockOption.pdf>.
- 藻利衣恵. 2010. 「ストック・オプションの会計処理に関する歴史的考察—配分から評価の視点へ—」『商学

株式報酬取引に関する会計処理における配分基礎

研究科紀要』第71号:285-302.

米山正樹. 1998. 「退職給付費用の期間配分」『学習院大学 経済論集』第36巻第3号:375-387.

———. 2003. 『減損会計—配分と評価 (増補版)』. 森山書店.

———. 2007. 「売建自社株オプションの会計処理—段階的に行われる資本拠出における資本と利益の区分」『會計』第172巻第3号:324-338.

———. 2011. 「配分と評価」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学』第1巻. 中央経済社: 285-334 所収.